

消費税法改正に伴う購入電力料金の新税率適用日について

消費税法の改正により、2019年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む）が8%から10%へ引き上げられます。

これに伴い、以下のとおり、一部を除き新税率を反映した購入電力料金を適用いたします。

<購入電力料金変更の対象とならない設備>

- 以下の設備は、経済産業大臣告示において、消費税を含んだ買取価格となっておりますので、買取価格は変更されません。
 - ・ 10kW未満の太陽光発電設備
 - ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度施行前に運開している特例太陽光設備

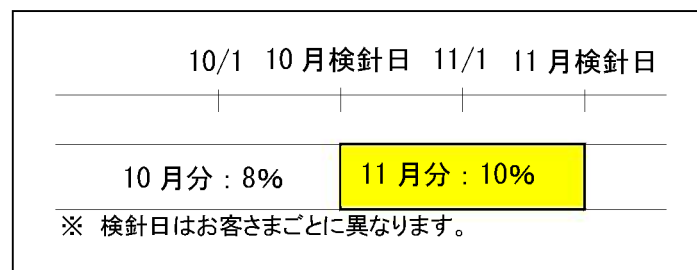
<購入電力料金変更の対象となる設備>

- 上記以外の区分については、増税後は、税抜価格に新税率を適用した価格が買取価格となります。
買取価格適用開始時期については以下の通りとなります。

<低圧及び高圧で需要側の契約電力が500kW未満の場合>

2019年11月分料金（10月の検針日から11月の検針日の前日までの売電分）から^(注)

《新税率適用開始時期のイメージ図》



(注) 2019年10月1日以降に新規に受給開始する設備は、受給開始日から新税率を適用した価格にて買取を行います。

<高圧で需要側の契約電力が500kW以上及び特別高圧の場合>

2019年10月分料金（10月1日から10月30日までの売電分）から

《新税率適用開始時期のイメージ図》

